

京都市消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の職員の給与に関する条例（令和8年3月26日京都市条例第35号）（消防局総務部総務課）

本市と関係団体（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合）とが共同して設置する消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の職員の給料及び手当（退職手当を除く。）の額並びにその支給方法を定めるため、この条例を制定することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の職員の給与に関する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第35号

京都市消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の職員の給与に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、情報指令課職員（地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき本市と関係団体（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合をいう。以下同じ。）とが共同して設置する消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の職員であって、当該内部組織の職員として選任される日の前日（以下「選任日前日」という。）においていずれかの関係団体の職員であるものをいう。以下同じ。）の給料及び手当（退職手当を除く。）（以下「給料等」という。）の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(給料等の額及びその支給方法)

第2条 情報指令課職員の給料等の額及びその支給方法は、選任日前日において当該情報指令課職員が属する関係団体の職員の給料等に関する条例及び当該条例の規定に基づく規則その他の規程の定めるところによる。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(消防局総務部総務課)